

# 新たな「移住・定住」推進プロジェクト事業（いわみ暮らし留学事業を除く） 委託仕様書

## 1 委託業務の名称

新たな「移住・定住」推進プロジェクト事業（いわみ暮らし留学事業を除く）委託

## 2 委託業務の目的

本委託業務は、新たな「移住・定住」推進プロジェクト事業の一環として実施するものである。本市はこれまで平成28年3月に策定した「益田市ひとづくり協働構想」の目的でもある、生涯各期において「学び」、「考え」、「経験し」、各自の新たな方向性を選択していけるよう「ひとづくり」に取り組んでおり、市の大きな魅力のひとつとなっている。

本事業では、これらをはじめとした、「多様なライフキャリアを体現できるまち益田」の魅力を都市部において効果的に発信し、関心を高めていく。

また、より深く益田に関心を持った方に対しては、益田市内でのイベント等を通じた交流や、短期お試し移住体験機会を提供する。これにより、本市との継続的な関係構築を促進し、関係人口としての関わりを深化させるとともに、将来的な移住・定住につながる機会の創出を図ることを目的とする。

## 3 委託業務期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

## 4 業務内容

### (1) まずは暮らし魅力発信

- ・都市部において、移住フェア等に参加いただいた方など、移住定住に関心のある方のうち、子育て世代やこれから子育てを担う若者世代をはじめ、新たなライフステージを検討されている方々に、契約期間内に1回以上（参加者数30名以上を目標）の対面トークセッションイベントを開催する。

- ・他団体が主催する移住フェア2回（東京1回・大阪1回）の益田市ブースにおいて、多様なライフキャリアを体現できるまち益田の魅力発信のためのコーナーを設け、来場者に益田の魅力を発信する。また、その際に、移住定住支援および関係人口に関する情報提供や相談窓口の紹介を行う。

### (2) 益田の魅力を体感する交流イベント

- ・益田市内において、契約期間内に2回以上（参加者合計30名以上を目標）の交流イベントを開催する。うち1回は、UIターン検討者が移住後のイメージを具体化し、人間関係への安心感を得られることを目的に、既存の地域活動への参加や接続といった、UIターン者や地域住民と交流できる内容とする。また、1回はUIターン者が益田市に定着できることを目的に、UIターン者同士や地域住民との交流やつながりのできる交流内容とする。
- ・参加者の増加を促すよう創意工夫を凝らすこととする。
- ・多様なライフキャリアが体現できるまち益田の魅力を感じられる内容とする。

### (3) 短期お試し移住体験

#### 【内容】

- ・ 益田市内において、益田での実際の暮らしに近い体験の出来る 2 日間程度のお試し移住体験を行う。
- ・ 参加者の希望にあわせて、日程及びプログラムを作成するオーダーメイド型とする。
- ・ 契約期間内に、10 名以上の参加者数を目標に実施すること。

#### 【募集】

- ・ 参考となるプログラムを 2 プログラム作成し、市が管理するウェブサイト掲載のため参加者募集記事を作成すること。

#### 【事前相談】

お試し移住体験前にオンライン等で事前相談の機会を設け、参加者の意向を十分に把握すること。

#### 【プログラム内容】

- ・ 益田市のライフキャリア教育を体験できる機会を提供すること。
- ・ 希望者には、益田の子育て環境を知る機会を提供すること。
- ・ 希望者には、益田の企業を知る機会を提供すること。企業との調整については、市と事前に協議すること。

### (4) 各事業のイベント実施に係る注意事項

参加費は無料とし、実費負担が必要な場合は募集時に明記すること。

### (5) 実施業務

#### ① 事前調整

受託者は、事業の実施に先立ち、契約締結後速やかに実施体制、工程計画等以下に示す項目について業務計画書を作成し、市と協議のうえ提出するものとする。

##### ア 業務概要

##### イ 実施体制及び連絡体制（緊急時を含む）

##### ウ 工程計画

##### エ その他

#### ② 募集・とりまとめ

- ・ 広報方法を工夫することで広く PR し、参加者募集を行うとともに、参加者名簿を作成する。
- ・ 市が管理するサイトや SNS の活用は差し支えない（要事前調整）。

#### ③ 講師の選定・調整

講師を招聘する場合は市と協議のうえ選定し、日程調整、内容打合せ、謝金手続等を行うこと。

#### ④ 開催準備・運営

会場の手配、物品や印刷物の準備を行うこと。当日の司会進行やセミナー、グループワークの進行を行うこと。

#### ⑤ アンケート実施

4-1)の事業における都市部での対面イベント並びに 4-2)の事業及び 4-3)の事業の各回アンケートを作成・配布・回収・集計・分析を実施すること。アンケート内容は、事前に市と協

議すること。

#### ⑥ 記録・広報

各回において、記録及び広報のための写真・動画の撮影を行い、報告書に添付すること。

#### ⑦ スケジュール調整

打ち合わせや体験実施にあたり、市との日程調整を行い円滑に体験が実施できるようにすること。

#### ⑧ その他

- ・市が開催する新たな「移住・定住」推進プロジェクト関連の連絡会議等には出席すること。
- ・受託者は、委託者に対して、定期または随時に業務の進捗状況や遂行上の問題点等について文書または口頭により報告するものとする。
- ・委託者は、前項の報告を受け事業の目的を達成するために必要と認められる場合は、受託者との協議により業務内容の一部を変更し指示することができる。

### 5 対象経費

委託契約の対象経費は、本事業の実施に必要と認められる経費（人件費、謝金、旅費、移動費、役務費、需用費、食糧費、賃借料、委託費）とする。

※事業全般にわたって以下の経費は委託金額の対象外とする。

- ・参加者の集合場所までの交通費、宿泊費及び研修対象外の食糧費
- ・国、地方公共団体の補助金、委託費等により既に支弁されている経費
- ・その他、事業との関連性が認められない経費

### 6 委託成果品

- (1) 受託者は、各回終了後1か月以内に、データ及び紙媒体により実施報告書及び参加者名簿、市が管理するウェブサイト掲載のための体験内容及び感想に関する記事を作成し、提出すること。なお、年度末には、各事業の全体実施報告書を1か月以内にデータ及び紙媒体により提出すること。
- (2) 4-①の都市部での対面イベント並びに4-②及び4-③各回において、参加者を対象としたアンケートの作成、配布、回収、集計及び分析を行い、その結果を提出すること。  
また、全ての参加者に対し、今後の益田市からの関係人口及び移住検討者向け情報の提供に関する同意の意向確認を行い、参加者名簿（住所及び連絡先を含む）を提出すること。
- (3) 写真及び動画データは、DVD-Rにより提出すること。

### 7 委託料の支払い

- (1) 受託者は、業務完了後、検査に合格したときは、委託料の支払を請求するものとする。ただし、業務委託を行うために必要であると委託者が認めたときは、受託者は概算払いを請求することができる。委託者は、請求があった日から30日以内に委託料を支払うものとする。
- (2) 実績額が契約額を下回った場合は、その額をもって変更契約を行う。
- (3) 業務により収入（収益）が発生した場合は、委託額から収入分を差し引いた額を変更契約とする。超過分の概算払いがある場合は返還する。
- (4) 特段の理由なく著しく目標未達の場合は契約を解除し、概算払いの全額または一部を返還す

ることがある。

## 8 秘密の保持等

受託者は、業務履行上知り得た個人情報やデータ等を第三者に漏洩してはならず、この義務は契約終了後も存続する。

## 9 再委託の禁止

業務の全部または一部の再委託は原則禁止とする。ただし、あらかじめ書面により本市の承諾を得たときは、この限りでない。

## 10 著作権等

- (1)制作物に関する著作権者の権利（著作権法第18～20条）は行使しない。
- (2)著作権法第21～28条の権利は委託者に無償譲渡する。ただし協議の上、譲渡を行わない場合もある。その際も使用权と改変権は委託者に留保する。
- (3)譲渡前の著作権を第三者に譲渡しないこと。
- (4)第三者の権利を侵害しないことを保証し、必要手続を行うこと。
- (5)侵害により紛争が生じた場合は受託者の責任とする。
- (6)市から提供された既存情報の著作権は市に帰属する。

## 11 その他留意事項

- (1)提供された資料は業務目的以外に使用せず、業務終了後は返却し、機器から削除して報告すること。
- (2)市の条例・規則を遵守し、課題や改善提案等も行うこと。
- (3)業務進行にあたり、市と密に連絡を取り、必要に応じて打合せを行い、進捗状況を定期的に報告すること。
- (4)業務に必要な機器類は受託者が準備し、保守・管理を行うこと。

## 12 その他

- (1)仕様の詳細は、受託者決定後に市と協議の上で確定する。
- (2)本仕様書に定めのない事項は、その都度協議の上で決定する。